

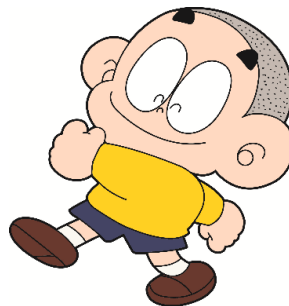
子育て短期支援事業【ショートステイ】

家庭において、保護者の方が病気や仕事、育児疲れなどで一時的に養育することができなくなったお子さんを、児童養護施設にてお預かりし、児童及び家庭への子育ての支援を図る事業です。（宿泊を伴います）

対象者

◆ 都城市に住所がある未就学児童で、次のいずれかの理由に該当し、他に養育する方がいない家庭の児童。

- * 保護者の病気
- * 保護者が育児疲れや看病疲れ
- * 保護者の出産・家族の看護・事故・災害等
- * 冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事への参加等
- * その他特に必要と認める場合



利用期間

1回の利用につき7日以内

利用料

(児童一人につき1日)

区分		負担額
生活保護世帯		500円
市民税非課税世帯	児童扶養手当受給世帯	500円
	上記以外	900円
その他の世帯		1,800円

※1泊2日の場合…2日分の利用料

※2泊3日の場合…3日分の利用料という計算です

実施施設

施設名称	住所	電話番号
児童養護施設 石井記念有隣園	都城市平塚町2880	22-2277
乳児院 石井記念仁愛の家	都城市平塚町2880-6	46-3399

利用方法

◆ 次の書類を添付して、印鑑をご持参の上、市役所保育課で申請してください。

* 児童の健康保険証の写し

* 母子手帳の写し

* 1月2日以降に都城市に転入した世帯は、1月1日に住所があった市町村の所得課税証明書

申込み

都城市役所 保育課 子育て支援担当 TEL 23-4894